

観音寺市保育業務支援システム導入及び運用保守業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、観音寺市立保育所、市立こども園及び市立幼稚園（以下、「市立教育・保育施設」という。）への保育業務支援システムの導入により、利用者の利便性を向上させるとともに、職員の事務負担の軽減や単純作業の省力化を図り、保育業務に専念できる環境を構築するにあたり、安全性、信頼性、効果的・効率的な運用体制の構築に必要なノウハウを有する事業者を公募型プロポーザルにて選定することを目的とする。

2 業務の概要

（1） 業務の名称

観音寺市保育業務支援システム導入及び運用保守業務（以下「本業務」という。）

（2） 業務の内容

別紙「観音寺市保育業務支援システム導入及び運用保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（3） 履行期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

システム使用期間は令和8年3月1日から令和12年3月31日（49か月）を想定

ただし、本業務は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約となるため、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は変更又は解除することができるものとする。また、受注者は、本市がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について本市に請求することはできない。

（4） 提案限度額（契約締結日から令和12年3月31日の総額）

17,839,030円（消費税及び地方消費税相当額を含む。税率は10%で算出。）

なお、契約金額は提案限度額を基本としたうえで、機器の調達状況等を踏まえて市との協議により契約締結時に決定するものとする。

（5） 履行場所

市立保育所2か所、市立こども園3か所、市立幼稚園1か所

（6） 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていかなければならない。参加事業者が参加資格要件を満たしていない場合は参加することができない。

（1） 観音寺市契約規則（平成17年観音寺市規則第52号）第21条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録又は当該資格審査申請の受付が完了していること。

（2） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと

及び同条第2項の規定に基づく観音寺市の入札制限を受けていないこと。

- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づく再生手続開始の申立て又は、破産法(平成16年法律第75号)第18条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的としていること。
- (5) 国税および地方税を滞納していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団及びその構成員若しくはその利益となる活動を行う者又は観音寺市が行う指定管理者の指定からの暴力団等の排除に関する要綱(平成23年観音寺市告示第23号)別表に規定する者でないこと。
- (8) 機能要件対応表(別表1)のうち必須機能の全てに対応可能な者であること。
- (9) デジタル地方創生サービスカタログ(2024年冬版)において「保育所等業務支援システム TIPE1 Plus対象」として掲載されているシステムを提供する事業者であること。
- (10) ISO/IEC27001(情報セキュリティマネジメントシステム)又はプライバシーマークの認証を取得していること。
- (11) 過去5年間以内(契約日が令和2年度から令和6年度の事業)に他の地方公共団体が発注した本業務と同様の業務を元請として履行した実績を有すること。

4 プロポーザル実施スケジュール(予定)

- (1) 公募・質問受付開始……………令和7年12月16日(火)
- (2) 質問書提出期限……………令和7年12月23日(火)
- (3) 質問回答期限……………令和7年12月25日(木)
- (4) 参加表明書の提出期限……………令和8年1月9日(金)
- (5) 提案書の提出期限……………令和8年1月16日(金)
- (6) プレゼンテーション……………令和8年1月26日(月)
- (7) 受託事業者の決定……………令和8年1月下旬
- (8) 業務開始準備……………契約締結日から令和8年3月31日(火)
- (9) システム本格運用開始……………令和8年4月1日(水)

5 本プロポーザルに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の提出方法

質問書(様式第1号)に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。
なお、質問書提出後に電話により受信確認を行うこと。質問がない場合は提出不要。

(2) 提出期限

令和7年12月23日(火)正午までとする。

(3) 回答期限及び方法

令和7年12月25日（木）までに質問内容及び回答を観音寺市ホームページにて掲載する。

(4) 送信先アドレス及び確認先電話番号

観音寺市健康福祉部子育て支援課

電子メールアドレス k_shisetsu@city.kanonji.lg.jp

電話番号 0875 - 23 - 3903 ダイヤルイン

(5) その他

本プロポーザルは、参加要件を満たし参加を希望する事業者の提案の中から本市の目的に最も適した提案を行った事業者を選定するものであることから、質問者自身の参加可否の判断を行うための質問や実現可否の判断を行うための質問とすること。なお、本市が求める要件以上の回答を誘導するような質問や他の事業者の参加を著しく阻むと判断された質問については回答しない場合があるので注意すること。

6 参加表明書等の提出要領

本プロポーザルへの参加を希望する者は参加表明書（様式第2号）を提出すること。

(1) 提出様式および部数

ア. 参加表明書（様式第2号） 1部

イ. 会社概要（任意様式） 1部

※パンフレット等でも可。ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマークの認証を取得している場合は、登録書などその内容が分かるものの写しを添付すること。

ウ. 業務に関する実績（任意様式） 1部

※公募型プロポーザル参加資格の条件を満たす導入実績（都道府県、団体名、導入園数）を記載すること。

(2) 提出期限

令和8年1月9日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始市役所閉庁日は受付しない。）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市健康福祉部子育て支援課（観音寺市役所本庁舎1階5番窓口）

(4) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、受付期間内必着とする。また、事前に子育て支援課に電話連絡をすること。）。

子育て支援課電話番号 0875 - 23 - 3903 ダイヤルイン

(5) 参加の辞退

参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届出書（様式任意、辞退理由必須）を観

音寺市子育て支援課まで提出すること。なお、辞退した者に対し、今後において、それを理由に不利益な取扱いをしない。

7 提案書等の提出要領

(1) 提出書類

提案書類は以下の資料をまとめて1部とし、正本1部、副本14部を提出すること。

ア. 提案書（任意様式）

- ・表紙に「観音寺市保育業務支援システム導入及び運用保守業務 企画提案書」と記載すること。
- ・提案書はA4縦、横書きで作成し、50ページ以内とすること。（資料やイメージ図など、見やすくするためにA3を利用してもよいが、A3は2ページとして扱い、A4と同じ大きさになるよう三つ折りにすること。）なお、表紙、裏表紙、目次は上記ページ数に含めない。
- ・評価基準に記載する項目に対してわかりやすく説明すること。
- ・実現不可能なものではなく確実に実現できる範囲で記載すること。
- ・見積書に含まれない機能などを提案する場合は、その旨を明記すること。

イ. 機能要件対応表（別表1）

ウ. 見積書（様式第3号）

- ・見積書には総額を記載し、今年度にかかる費用（構築にかかる費用と利用料）と、次年度以降にかかる費用（年額）が分かるように内訳書（任意様式）を添付すること。

- ① 見積金額は、委託期間の委託料総額とする。
- ② 見積金額には、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
- ③ 見積金額と内訳に記載された金額の合計が一致すること。

(2) 提出期限

令和7年1月16日（金）午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始市役所閉庁日は受付しない。）

受付時間は午前9時から午後5時までとする。

(3) 提出先

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市健康福祉部子育て支援課（観音寺市役所本庁舎1階5番窓口）

(4) 提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、受付期間内必着とする。また、事前に子育て支援課に電話連絡をすること。）

(5) その他

ア. 提出期限後の提案書の追加、修正及び差替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認める場合は、資料の追加提出を求める場合がある。

イ. 提案書は、専門知識を持たない者も容易に理解できるよう、できるだけ専門用語を使用せず、平易な表現とすること。

8 受託候補者の選定方法

観音寺市保育業務支援システム導入及び運用保守業務審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による提案審査を行い、別表2「観音寺市保育業務支援システム導入及び運用保守業務 評価基準」に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。最も高い評価点数を得た者を受託候補者として選定する。また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、見積金額の最も低い提案者を上位とする。見積金額が同価である場合はくじ引きとする。提案者のうち1者も得点の合計点が6割に達しない場合は、本プロポーザルを中止とし、その旨を全提案者へ通知する。

(1) 提案審査

ア 日時

令和8年1月26日（月）午後2時～

イ 場所

観音寺市役所4階 会議室

※日時・場所の詳細については、提案者数等により変更する場合もあるため、提案者毎に別途通知する。

ウ 時間

1 提案者あたり50分以内（準備、プレゼンテーション、質疑応答、片付け等）

※ 質疑応答時間を最低10分は確保すること。

エ 出席者

1 提案者につき4名以内

オ 内容

企画提案書の内容説明及びシステムのデモンストレーションを行うこと。

(以下 i・iiは必須)

i システム概要(画面構成など)の説明

ii 以下の機能の説明

・ 登降園管理機能

・ 保護者との連絡機能（お知らせ配信、欠席遅刻連絡等）

・ 保育ドキュメンテーション機能（保育記録）

iii その他本市に有益となる独自性のある機能

※ タブレットとPCで利用可能な機能が異なる場合や画面の構成・操作方法が異なる場合は、画面を用いてそれらの詳細を必ず説明すること。（アプリ版とブラウザ版でシステムを提供しており、それぞれの版で利用可能な機能や画面構成等が異なる場合についても同様に詳細を必ず説明すること。）

カ その他

提出書類に沿って説明すること。追加提案や追加資料の説明・配布は原則認めな

い。なお、プロジェクト、スクリーンは観音寺市で準備するが、不具合等があった場合の責任は負わない。その他必要なものは提案者が準備すること。

9 審査結果の通知

審査結果については、全ての提案者に結果を書面で通知し、提案者及び合計点については、ホームページに公開する。なお、評価結果の詳細は公開しないものとし、結果に対する異議は一切受け付けない。

10 契約締結及び通知

受託候補者として特定された者は、契約締結に向けて仕様書等の詳細について子育て支援課と協議を行う。仕様書等の詳細は、受託候補者が本プロポーザルで提案した内容が基本となるものの、本市と受託候補者との協議により最終決定するため、委託契約額は、見積書で提案された金額の範囲内で改めて決定し、契約を締結する。なお、協議が整わない場合、契約締結までに受託候補者が失格となった場合又はその他の理由により契約締結が不可能となった場合は、次点候補者から順次協議を行うものとする。

11 実施に関する留意事項

(1) 費用負担及び報酬について

プロポーザル参加に関する費用は参加事業者の負担とする。また、提案書の提出に関して、報酬は支払わないものとする。

(2) 提出書類の取り扱いについて

① 提出された書類は、返却しない。

② 提出期限後における、参加表明書(兼参加資格審査申請書)及び提案書等の追加・修正・差替え・再提出は認めない。ただし、市から追加資料提出の要請等があった場合は速やかに応じること。

③ 市は、参加事業者より提出された参加表明書(兼参加資格審査申請書)及び提案書等は、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

④ 提出書類作成のために市より受領した資料は、市の許可なく公表及び使用してはならない。

⑤ 応募事業者から、実施要領等に基づき提出された書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属し、観音寺市は無条件でその使用権を持つものとする。

⑥ 参加事業者名及び提案書類等については、受託者に限らず情報公開の対象となる。ただし、参加事業者の正当な利益が害されるおそれがあると市が認めた情報については非公開とする。

(3) 失格事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

① 観音寺市保育業務支援システム導入及び運用保守業務委託業者選定委員（以下「委員」という。）に、直接間接を問わず接触を求めた場合

- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- ③ 参加表明書(兼参加資格審査申請書)を提出した日から契約締結までの間に、社会的信用を失墜させる行為があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 提案審査において、指定された時刻までに出席しなかった場合
- ⑥ 見積書に記載された金額に100分の110を乗じて得た額が、提案限度額を超えた場合

(4) 応募の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、応募を無効とする。

- ① 指定された提出方法、提出場所等が合致しない場合
- ② 実施要領等により指定された様式及び記載上の留意事項に示された条件等に合致しない場合
- ③ 提出書類の、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ④ 提案書に、履行不可能な内容が記載されている場合

(5) その他

- ① 市が提示する資料及び質問に対する回答書(質疑回答書)は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
- ② 参加事業者は、参加表明書(兼参加資格審査申請書)の提出をもって、実施要領、仕様書及び関係資料に記載された内容を承諾したものとみなす。
- ③ 契約締結後に天災事変その他不測の事態に基づく日本国内での経済情勢の激変等があった場合は、双方協議の上、業務委託料その他契約内容を変更することができる。
- ④ 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。

12 事務局

〒768-8601 香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号
観音寺市健康福祉部子育て支援課
Tel 0875-23-3903 (ダイヤルイン)
電子メールアドレス：k_shisetsu@city.kanonji.lg.jp